

基礎原案での記載箇所		章項目	5.6	ページ	p.51	行	28行目
事業名	安全利用のための対応		河川名	瀬田川			
府 県	滋賀県	市町村	大津市		地先	左岸:瀬田3丁目~黒津4丁目 右岸:蟹谷~南郷1丁目	

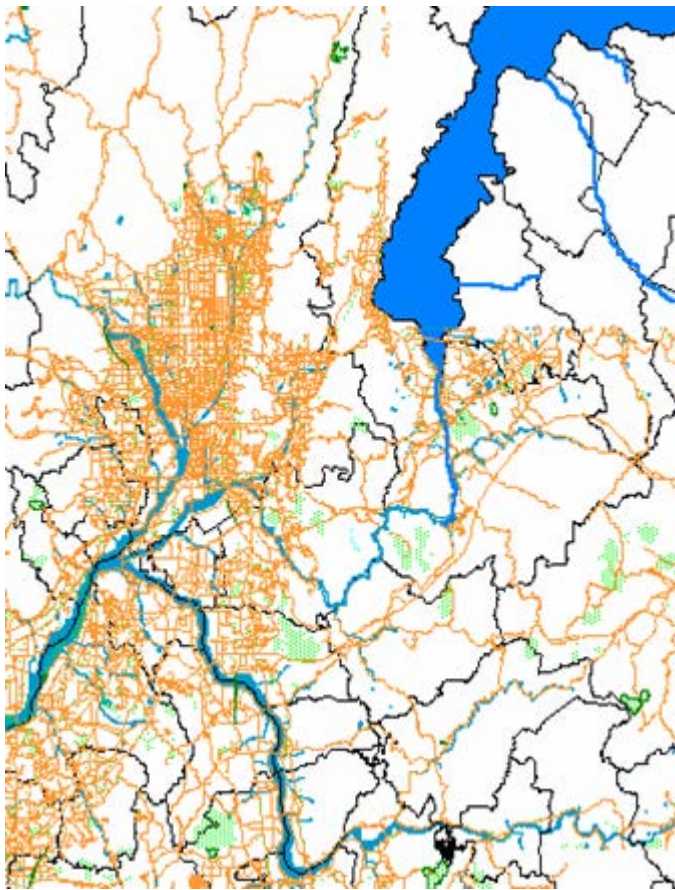
現状の課題

近年水と緑の貴重な空間として河川空間が注目され、年々利用者が増加している中で、河川利用者の安全性の向上を図るとともにバリアフリー化を含めた施設の改善や通路の確保が必要である。また、歩行者等の移動が円滑に行えない地区があり、その改善が望まれている。

河川整備の方針

河川利用者の安全性の向上を図るとともに、バリアフリー化を含めた、施設の改善や通路の確保を図る。

位置図



具体的な整備内容

瀬田川においては、水辺に親しみ、河川利用拠点間を安全・快適に移動できる散策路整備を継続実施する。(名神高速道路瀬田川橋梁下流~瀬田川洗堰区間)

・事業の数量・諸元等

事業範囲 L = 7 km

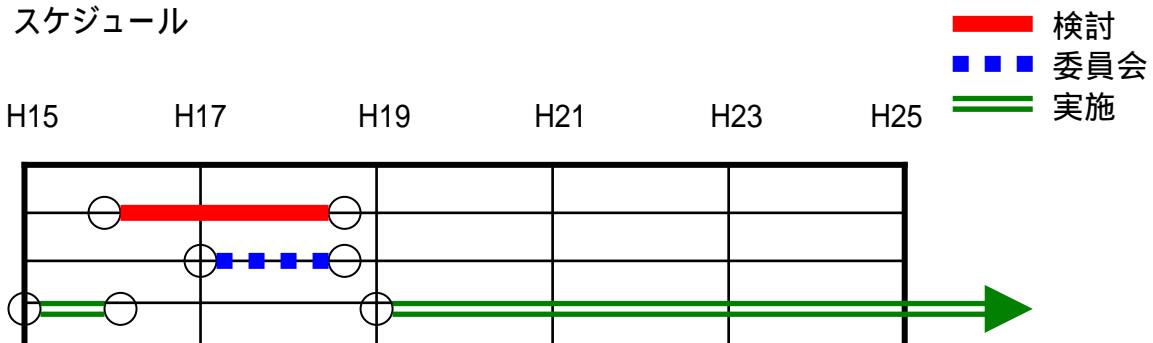
継続部分(L = 2.0 km)を除きその他は、環境・景観等を考慮し、整備方法等の妥当性等について瀬田川水辺利用者協議会(仮称)の意見をきき実施。

・うち整備計画期間内の数量・諸元等 同上

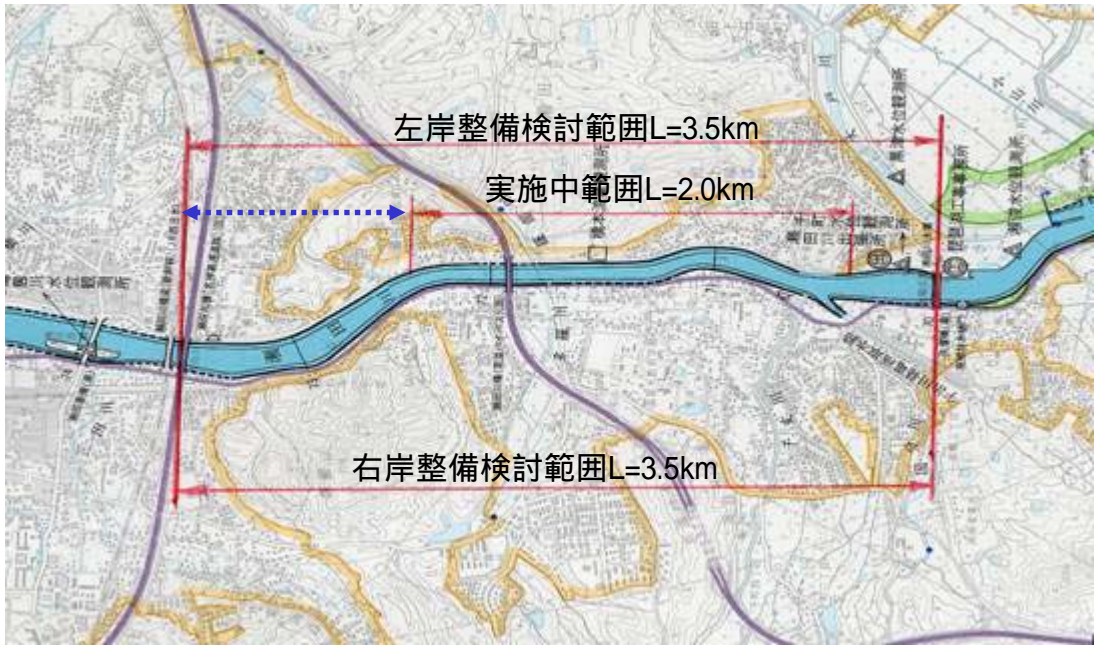
事業費

・全体事業費 約 26億円
 ・うち執行済 約 3億円
 ・うち整備計画期間内 約 23億円
 ・うち整備計画期間以降 0 円

スケジュール



平面図



なお、点線矢印については修景・景観上自然のままに保存する箇所である。

横断面図

稲津継続部分



高水敷整備前



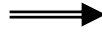
高水敷散策路整備状況



捨石設置状況

整備効果

平成6年度より整備してきた当該地区上流の「唐橋公園」付近の整備済み区間において、水辺に親しむ空間として広く市民に利用されている。また、不法駐車のを是正対策も兼ねて整備したことにより、河川環境の改善にも効果があった。現在、散策路は自転車等による通勤・通学路として利用する人も増えている。



不法駐車のを是正

唐橋公園石舞台



散策路整備



ヨシ整備状況



捨石状況(植栽自生)



提案理由(代替案含む)

瀬田川は、琵琶湖と京阪神経済圏を貫流する淀川との接点に位置し、自然・社会・歴史的に重要な存在である。

瀬田川周辺には、石山寺・建部大社・立木観音や瀬田唐橋・旧南郷洗堰といった歴史・文化的遺産が点在し、大日山や鹿跳といった美しい山水風景をかもしだす箇所も有している。これらは、瀬田川の清流と調和して、四季折々において人々の心にしみいる風景を創り出している。

唐 橋



旧南郷洗堰

石山寺



建部大社



河川沿いには歩道のない幹線道路が走り危険であり、人が川に近づきにくい状況である。



そこで、瀬田川環境整備を進めることによって瀬田川とその水辺、そして周辺の自然・歴史・文化的資源とが織りなす景観の資源的価値を高め、瀬田川の清流と沿川の美しい風景のなかで遊びつろぎ、ゆっくりと去りゆく時を心ゆくまで満喫できる河畔創造を図る。また、瀬田川の美しい河畔景観を後世へと継承していくため、水辺景観の構成要素となる植生等水辺生態系の創出を図る。

基礎原案での記載箇所		章項目	5.6	ページ	p.51	行	31行目
事業名	安全利用のための対応		河川名	淀川水系直轄河川			
府 県	流域2府4県	市町村	沿川市町村		地先		

現状の課題

近年水と緑の貴重な空間として河川空間が注目され、年々利用者が増加している中で、河川利用者の安全性の向上を図るとともにバリアフリー化を含めた施設の改善や通路の確保が必要である。また、歩行者等の移動が円滑に行えない地区があり、その改善が望まれている。

河川整備の方針

安心して利用できる河川空間を目指すとともに、危険が内在する河川の自然性の特性を踏まえた河川利用及び安全確保のあり方に関する情報提供と啓発を関係機関、住民の協力を得て行う。

位置図



具体的な整備内容

水難事故防止のため、水難事故防止協議会(仮称)を設置し、河川利用者の代表者と共に、対策方法について検討する。

危険な区域や安全な利用方法等についての情報公開及び啓発を引き続き行う。

・事業の数量・諸元等

- 水難事故防止協議会(仮称)を設置
- パンフレット等の作成・配布(継続実施)
- 川の安全利用に関する講座や学習活動(継続実施)
- 河川における安全利用点検(継続実施)
- 既存情報掲示板の活用
- 看板の設置
- HPによる危険箇所等の情報提供
- インターネットやiモードによる水文情報提供

スケジュール

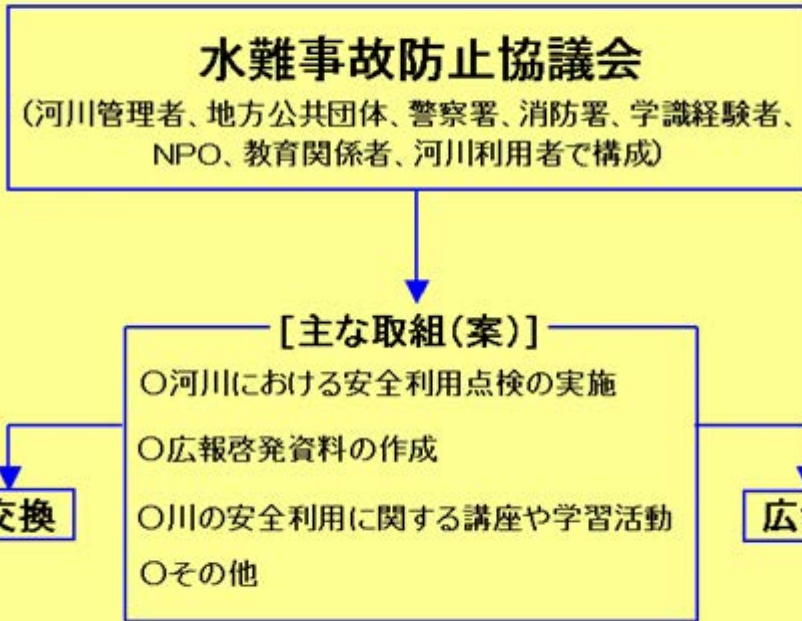
関係機関協議開始 水難事故防止協議会(仮称)設置



パンフレット等の作成配布、川の安全利用に関する講座、安全利用点検等の継続実施

- 関係機関協議
- 協議会設置
- 実施

水難事故防止協議会(仮称)のイメージ(案)



・パンフレット等の作成・配布



・川の安全利用に関する講座や学習活動(出前講座)



・既存情報掲示板の活用



・HPによる危険箇所等についての情報提供



整備効果

・安全対策

河川は、自然の状態において公共の利用に使用されるものであり、自由使用を原則としている。そのため、河川の自由使用に伴う危険性の回避は利用者の責任において行われることを基本としている。

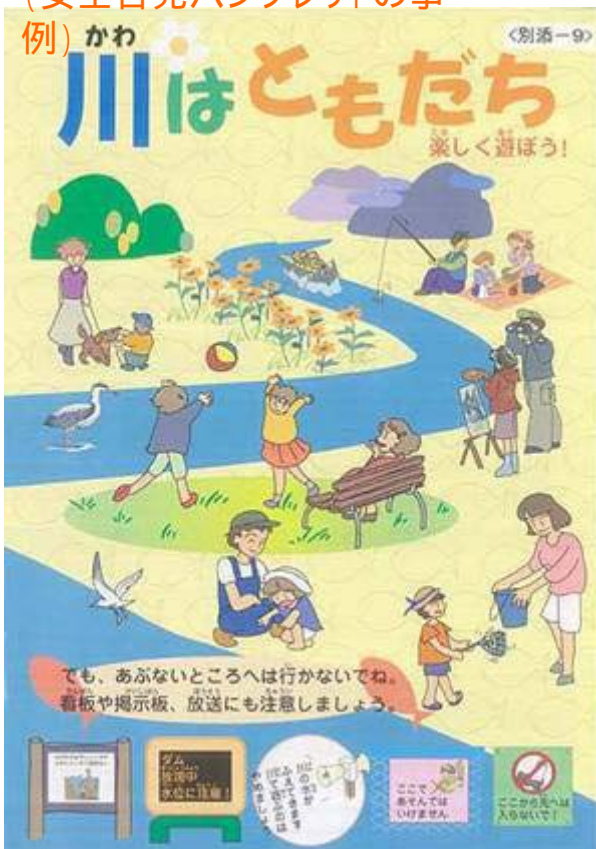
しかし、河川利用の促進や水辺空間の親水化の結果、人々が水辺に近づく機会が多くなり、水難事故や転落事故の危険性に遭遇する機会も増加している。また、親水化やバリアフリー化により、従来近づくことのなかった危機回避能力の低い幼児や高齢者、身障者などの利用も多くなっている。

そのため、危険な区域や安全な利用の仕方など、情報公開やPRなどで適切な情報提供を行い、安全で快適な河川利用の促進を進める。

・水難事故防止協議会(仮称)の設置

河川管理者、沿川地方公共団体、警察署、消防署、学校関係者、NPO、河川利用者等をメンバーとした「淀川水難事故防止協議会(仮称)」を設立し、水難事故、水難事故防止のための点検や広報活動、水難事故連絡体制に関する事項等を検討していき、安全で快適な河川利用についての情報を広くPRしていく。

(安全啓発パンフレットの事例)

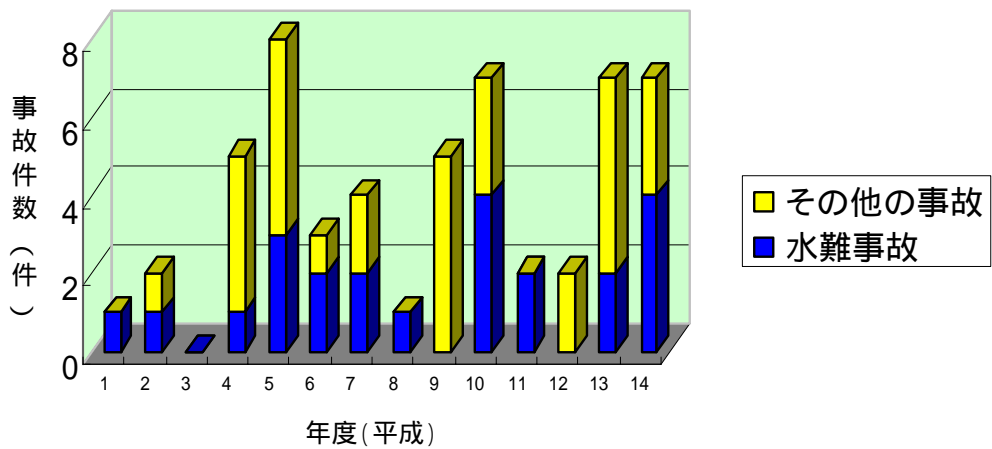


提案理由

河川利用の促進や水辺空間の親水化の結果、人々が水辺に近づく機会が多くなり、水難事故や転落事故の危険性に遭遇する機会も増加している。

近年の淀川水系における河川内事故件数

河川における事故件数(淀川水系直轄区間)



基礎原案での記載箇所		章項目	5.6	ページ	p.51	行	36行目
事業名	河道内ゴミの処理及び不法投棄の防止対策			河川名	淀川水系直轄河川		
府 県	流域2府4県	市町村	沿川市町村		地先		

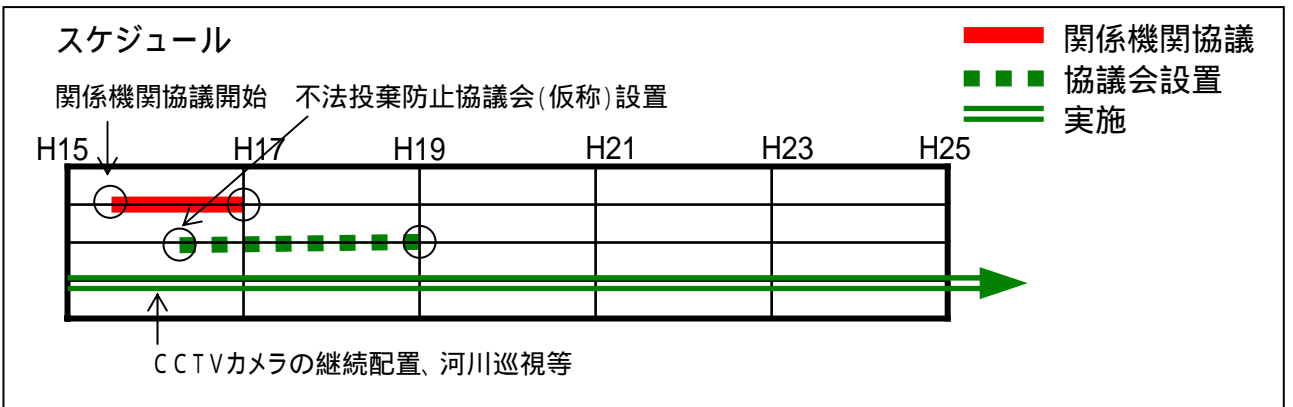
現状の課題
 多くの住民の協力で清掃活動が年々増し、モラルが高まってはいるものの、一部の河川利用者によるゴミ投棄や流域からの流入ゴミに加え、家電製品や自動車などの廃棄物の不法投棄が増加している。

河川整備の方針
 「川は地域共有の公共財産である」という共通認識のもと、啓発活動を実施していくと共に、河川美化と環境保全のための維持管理に努める。



具体的な整備内容
 良好な河川環境を維持するため、住民団体及び地域に密着した組織と協力した美化・清掃活動及び塵芥処理を継続実施する。
 管内空間監視用カメラを利用した平常時の監視及び河川巡視を強化する。
 不法投棄の摘発・取り締まり強化に向けた関係行政機関等との連携及び組織を設置する。
 住民団体及び地域に密着した組織による河川愛護活動並びに不法投棄マップの作成、看板設置・マスメディアを活用し、住民に啓発を行う。

・事業の数量・諸元等
 CCTVカメラの配置を継続的に実施
 河川巡視の強化
 不法投棄防止協議会(仮称)を関係機関と協議し設置
 不法投棄マップの作成、看板の設置、マスメディアを活用した啓発の実施



CCTVカメラ設置例



河川監視用カメラ装置



一体型高速回転カメラ装置

河川巡視の強化

- ・地域連携による河川巡視の強化
- ・投棄箇所のデータベース化による効率的な巡視
- ・CCTVによる巡視の強化 等

不法投棄防止協議会(仮称)の設置事例

不法投棄等撲滅京都府民会議の方針(案)

不法投棄をさせない、許さない地域づくり

～それぞれの地域で以下の取組を推進～

地域住民と協働した府民運動の展開

- | | |
|-------------------|----------------------------------|
| ① 不法投棄撲滅キャンペーンの実施 | ② 不法投棄防止パトロールの実施 |
| ③ 広報啓発資料の作成・活用 | ④ 投棄物の発生抑制、再使用、
再利用及び減量化対策の推進 |

不法投棄等の未然防止対策

- | | |
|---|--------------|
| ① 不法投棄の早期発見と情報提供 | ② 監視パトロールの実施 |
| ③ 不法投棄防止対策の推進
・立て看板・防止柵の設置
・不法投棄使用車両の通行制限 | ④ 廃棄物適正処理の徹底 |

不法投棄マップ等による啓発活動及び地域と一体となった河川愛護活動状況



(不法投棄マップ)



(クリーンキャンペーン)

整備効果

・空間監視用カメラによる監視及び巡視強化

ゴミ等の不法投棄は、処分が遅ればゴミの山となることが多く、巡視等で発見次第速やかに処分する必要がある。しかし、ゴミは、繰り返し投棄されるため、対応が追いつかないのが現状である。

そのため、空間監視カメラ(CCTV)を活用すれば、効率的にかつリアルタイムに監視することができ、不法投棄に対する即時対応や不法行為に対する摘発も可能となる。

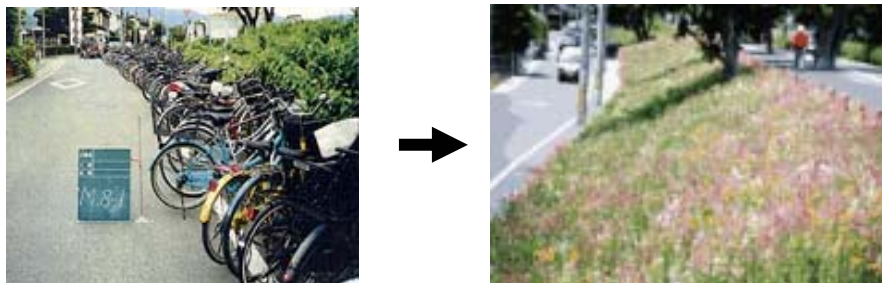
・不法投棄防止協議会(仮称)の設立

河川や河川区域周辺における不法占用や不法なごみ投棄を防ぎ、河川の機能を保持するとともに良好な河川環境を保つため、河川管理者、沿川地方公共団体、警察署、沿川住民自治会、消防署、NPOなどメンバーとした「不法投棄防止協議会(仮称)」を設立し、投棄の摘発、取り締まり強化を行うとともに、パンフレットの配布など河川愛護の啓発活動を進めることによって、地域に密着した河川環境、地域環境の保全が可能となる。

地域と一体となった環境整備の事例



桂川梅津地区



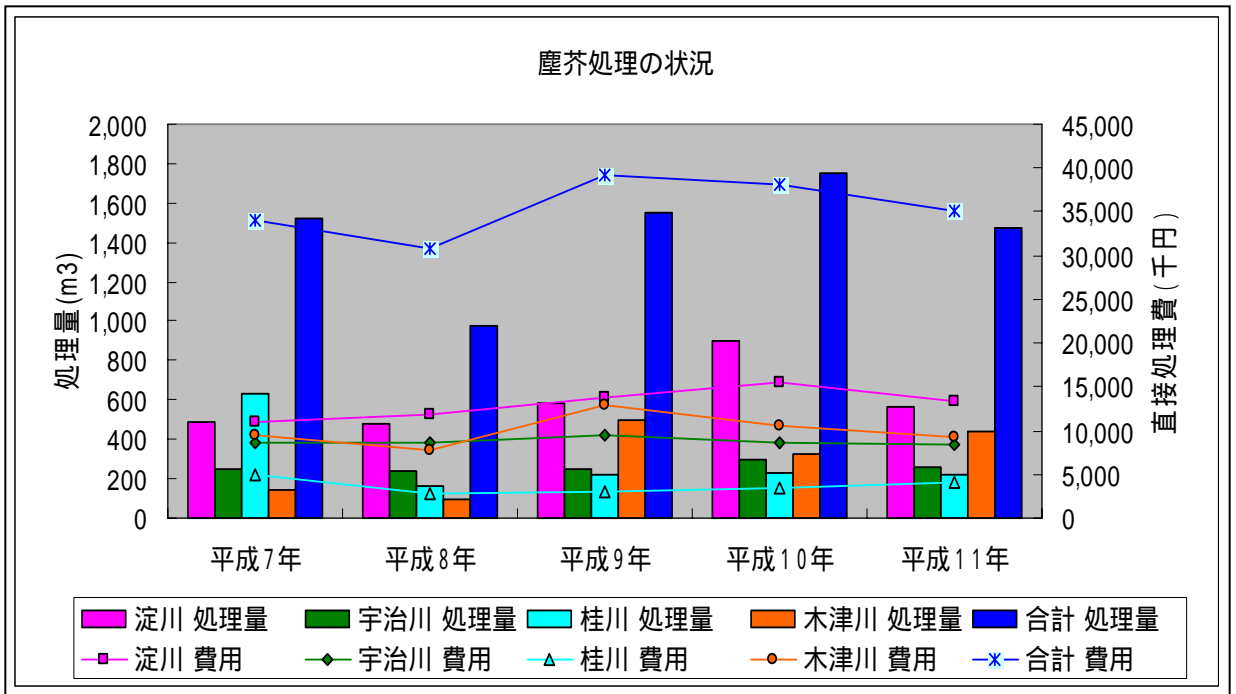
整備前

整備後

桂川松尾橋地区

提案理由

塵芥処理の状況 (処理量と処理費用)



予算の制限から処理量に限界があり、不法投棄量の全量を表すものではない。

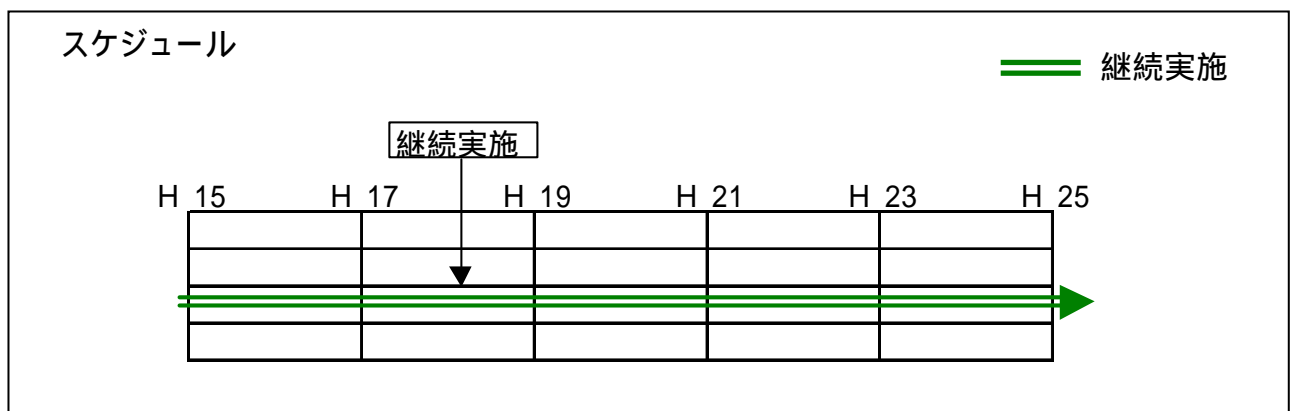
基礎原案での記載箇所		章項目	5.6	ページ	p.52	行	4行目
事業名	河川環境の保全のための指導		河川名	淀川水系			
府 県	流域2府4県	市町村	沿川市町村		地先	_____	

現状の課題
 近年水と緑の貴重な空間として河川空間が注目され、年々利用者が増加している中で、河川利用者の安全性の向上を図るとともにバリアフリー化を含めた施設の改善や通路の確保が必要である。

河川整備の方針
 河川環境の保全のため、巡視を行い、不適切な河川内の利用に対して指導を行う。



具体的な整備内容
 河川環境の保全のため、巡視を行い、不適切な河川内の利用に対して指導を行う。



概要

河川区域の巡視

出水時の巡視

平常時の巡視

- ・委託巡視
- ・職員巡視
- ・モニター、地域住民、市民団体からの通報
- ・関係機関との連携
- ・河川レンジャーとの連携

河川工作物の維持状況の把握

河川区域における違法行為の発見

河川空間の利用に関わる事項の収集

河川の自然環境に関わる事項の収集

早期の発見情報の収集

不適切な利用、自然環境に関わる異常等を早期に発見及び情報の収集を図る

河川環境に関わる事項の早期の指導・是正を図る

例えば瀬田川においては

河川管理者

瀬田川にて不適切な河川内の利用問題発生発見

巡視

連携

滋賀県

滋賀県琵琶湖レジャー利用の適正に関する条例等

滋賀県琵琶湖等水上安全条例 等

不適切な河川内の利用に対しては、関係機関と連携して早期発見、早期是正に努める。

整備効果

河川環境保全のための巡視の効果

河川内におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減

河川内の自然環境およびその周辺における生活環境の保全

河川内における水上交通の安全確保及び水上の使用に関する事故の防止

河川内における外来種が減少する可能性があり、その結果、既存の生態系の保全を図れる可能性がある

提案理由

外来種の増加等

「魚類等の外来種の密放流をさせない」

「外来種植物の拡大を防止する」

**水上バイク・プレジャーボート、釣りなどによる利用や
モトクロス等による不正な利用**

「水を汚染しない」

「川や湖の生態系を壊さない」

「他人に迷惑をかけない」

(騒音、ごみ、事故の危険性、違法駐車等)

のことを基本として、

**巡視等による早期発見で、
早期の指導及び是正が求められている。**

例えば

滋賀県域の瀬田川では、河川環境の保全のため、巡視を行い不適切な河川内の利用に対しては、関係機関と連携を図りながら早期発見、早期是正に努める。

「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」

(平成14年滋賀県条例第52号)

「滋賀県琵琶湖等水上安全条例」

(昭和30年滋賀県条例第55号)

等

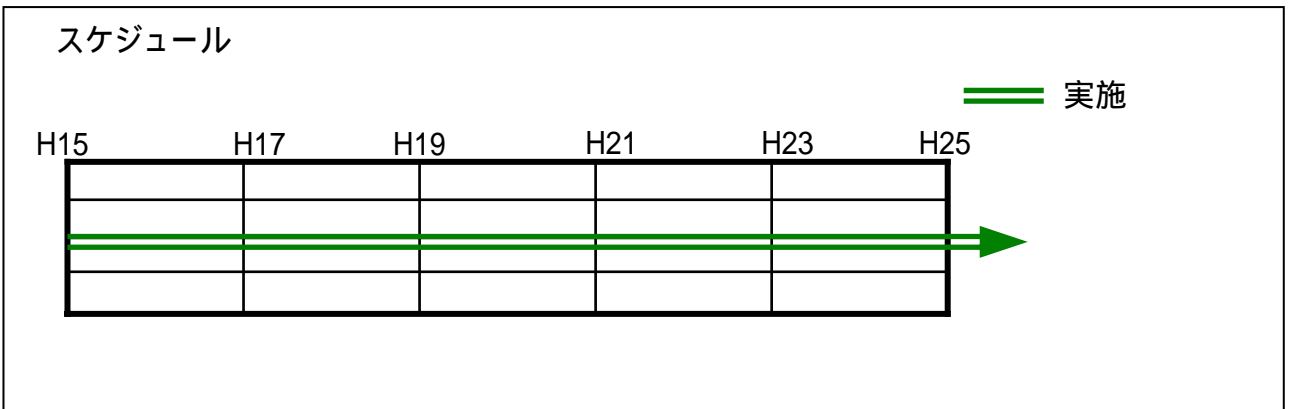
基礎原案での記載箇所		章項目	5.6	ページ	p.52	行	8行目
事業名	テロに対する危機管理の対策		河川名	淀川水系直轄河川			
府 県	流域2府4県	市町村	沿川市町村		地先		

現状の課題
 昨今の社会情勢を受けてテロの発生に対する危機管理の体制強化が必要となっている。

河川整備の方針
 関係機関と連携し、平常時から危機管理対策を講じる。



具体的な整備内容
 情報連絡体制の確立など事前の措置及び不審物等に対して河川区域の巡視点検を継続実施する。



危機管理情報に関する伝達体制

事前情報(第一報)の受信

<相互間の情報連絡体制>

関係機関との情報連絡体制の確立

関係市町村

事務所等(河川管理者)

警察署、消防署、許可工作物等の管理者等

(指定区間)

都道府県

(直轄区間)

地方整備局

本省等への迅速かつ確実な情報伝達の実施

国土交通本省

内閣官房

整備効果



河川巡視の状況



監視カメラ(CCTV)の設置状況

提案理由

平成13年9月11日に発生した米国同時多発テロ以降、危機管理に対する体制の強化が叫ばれている。

河川においても、ダム等の重要な河川管理施設や橋梁等が破壊された場合、その被害は計り知れないものとなることから、今後も引き続きテロの発生に対する危機管理の体制強化が必要となっている。